

計量管理規定の変更認可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

原子力規制委員会 殿

住 所 代表（本社）の住所

名 称 法人名

代表者氏名 代表者の役職名及び氏名

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の8第1項の規定に基づき、計量管理規定の変更認可を申請します。

1. 名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称 法人名
代表者の氏名 代表者の役職名及び氏名
住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 代表（本社）の住所

2. 工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 (法人名称は除く。)核物質を扱う事業所
所 在 地 〒〇〇〇-〇〇〇〇 事業所の住所

MBA符号は、国際規制物資の使用許可を得た際に、国から通知のあったMBA符号を記入します。

3. 使用の場所の名称及び所在地

名 称 (法人名称・事業所名称は除く。)核物質を扱う場所(「〇階」「～室」の単位まで。) MBA符号 ()
所 在 地 〒〇〇〇-〇〇〇〇 使用の場所の住所

4. 事務上の連絡先

名 称 連絡可能な連絡先名称
所 在 地 〒〇〇〇-〇〇〇〇 連絡可能な連絡先
連絡員の氏名 連絡可能な連絡員氏名

所属部課名 所属部課名称
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
FAX 番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

変更の内容は、計量管理規定の箇所に応じ記載します。
例：計量管理責任者の役職名等を変更する。

5. 変更の内容

6. 変更の理由

変更の理由は、変更の内容に応じ記載します。
例：組織改編にともなう計量管理責任者の所属の変更

法人名称
事業所名称

使用許可申請書入力シートに記入した、法人名称、工場又は事業所の名称を記入します。

計量管理規定

目 次

	頁
第 1 条 目 的	1
第 2 条 計量管理責任者	1
第 3 条 核燃料物質計量管理区域の設定	1
第 4 条 受入れ、払出し及び廃棄に関する手続	1
第 5 条 消費、損失等に関する手続	1
第 6 条 事故損失又は事故増加に関する手続	2
第 7 条～第 8 条 記 録	2
第 9 条 報 告	2
附 則	3

(目的)

第1条 本規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法律」という。）第61条の8第1項の規定に基づいて〇〇〇〇：事業所（以下「〇〇：略称」という。）における法律第61条の3第1項の規定に定める国際規制物資の使用の許可を得た全ての核燃料物質の計量及び管理（以下「計量管理」という。）に関する事項を定め、もって核燃料物質の適正な計量管理を確保することを目的とする。

工場又は事業所の名称の略称として下さい。

使用許可申請書入力シートに記入した、工場又は事業所の名称を記入します。

(計量管理責任者)

第2条 〇〇における核燃料物質の計量管理のために計量管理責任者を置くものとする。

- 2 〇〇における計量管理は、計量管理責任者の責任のもとに行う。
- 3 〇〇における計量管理責任者は、□□：特定できる役職名とする

計量管理責任者となる者の氏名ではなく、一人に特定できる役職名を記入します。
※役職名で一人に特定することが難しい場合、保障措置室に相談して下さい。

(核燃料物質計量管理区域の設定)

第3条 〇〇における核燃料物質計量管理区域（以下「MBA」という。）は、〇〇 △階～室をもって設定し、計量管理はこのMBAを基礎として行う。

- 2 前項のMBA符号は として

受入れ、払出し及び廃棄に関する手続)

第4条 計量管理責任者は、核燃料物質の受入れ、払出し及び廃棄に立会い、当該受入れ、払出し又は廃棄の数量をその都度記録するものとする。

(認可取得時) MBAの符号は、空欄のまま提出し、国際規制物資の使用許可を得た後、国から通知されたMBA符号を記入し保管します。
(変更認可取得時) 既に得ているMBA符号を記入し提出します。

工場又は事業所以下の単位（範囲）とし、原則室を単位とします。

・「核燃料物質事故増加報告書入力シート」等を作成するために作成した「基礎情報入力シート」使用の場所の欄と同じ内容を記入します。

(消費、損失等に関する手続)

第5条 計量管理責任者は、消費、損失等により核燃料物質の増減が生じた場合には、当該増減の数量を毎月1回記録するものとする。

(事故損失又は事故増加に関する手続)

第6条 計量管理責任者は、事故により核燃料物質の損失又は増加が生じたとき若しくは生じたとみなされたときは、その都度数量を確定し、記録するものとする。

(記 録)

第7条 計量管理責任者は、第4条、第5条並びに第6条の記録を作成し、作成後10年間〇〇に保存するものとする。

記録の保管場所を記入します。

2 前項の記録には次の各号に定める事項を記録するものとする。

- (1) 在庫変動の日付
- (2) 在庫変動の原因又は理由
- (3) 受入れ又は払出し事業所名及びMBAの符号
- (4) 供給当事国（日米協定の新旧の区分を含む。）
- (5) 核燃料物質の種類
- (6) 核燃料物質の数量

第8条 計量管理責任者は、供給当事国ごとの核燃料物質の種類別の在庫量に関する記録を毎月1回作成し、作成後10年間〇〇に保存するものとする。

記録の保管場所を記入します。

(報 告)

第9条 計量管理責任者は、法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則（以下「規則」という。）第7条第21項の規定に基づく毎年1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間の報告書が当該期間の経過後1ヶ月以内に原子力規制委員会へ提出されていることを確認するものとする。

2 計量管理責任者は、事故増加が生じた際、規則第7条第30項の規定に基づく報告者が、当該事故増加が生じた月の翌月15日までに原子力規制委員会へ提出されていることを確認するものとする。

3 計量管理責任者は、事故損失が生じた際は、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会へ連絡するものとする。

附則 本規定は、〇〇〇〇〇〇〇〇の日から施行する。

(認可取得時)

以下のどちらかを記載します。

「本規定は、計量管理規定認可の日から施行する。」

「本規定は、計量管理規定認可の日又は令和〇年〇月〇日のいずれか遅い日から施行する。」

(変更認可取得時)

・変更日より前に申請した場合

「本規定は、計量管理規定変更認可の日又は令和〇年〇月〇日のいずれか遅い日から施行する。」

・変更日の後に申請した場合

「本規定は、計量管理規定変更認可の日から施行する。」